

[REDACTED]
[REDACTED]
法務省民二第3015号
平成22年12月1日

法務局民事行政部長 殿
地方法務局長 殿
(水戸を除く)

法務省民事局民事第二課長

「委任の終了」を登記原因として認可地縁団体に所有権の移転の登記を
することの可否について(通知)

標記について、別紙甲号のとおり水戸地方法務局長から当職あて照会があり、
別紙乙号のとおり回答しましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい
願います。

2登不9第1242号
平成22年11月17日

法務省民事局民事第二課長 殿
(東京法務局長経由)

水戸地方法務局長

「委任の終了」を登記原因として認可地縁団体に所有権の移転の登記を
することの可否について（照会）

認可地縁団体（地方自治法第260条の2第1項の規定により認可を受けた
地縁団体をいう。以下同じ。）の代表者が所有権の登記名義人となっている不
動産（以下「本件不動産」という。）について、下記の登記が申請された場合
は、これを登記して差し支えないと考えますが、下記2の判決では、すべての
相続人（登記義務者）の登記の申請意思を扼制することができないので、当該
申請に基づく登記はすることができないとの意見もあり、いささか疑義があり
ますので、照会します。

記

- 1 本件不動産の登記名義人である当該認可地縁団体の代表者は、既に死亡し
ている。
- 2 当該認可地縁団体が原告となり、当該代表者の相続人のうち一部の相続人
を被告として、本件不動産について、「委任の終了」を登記原因とする所有
権の移転の登記を求める訴訟が提起され、これを認容する判決が確定した。
- 3 今般、申請情報と共に当該訴訟の判決書の謄本を提供して、当該認可地縁
団体から、「委任の終了」を登記原因として、当該認可地縁団体を登記権利
者とする所有権の移転の登記が申請された。

[REDACTED]
法務省民二第3014号

平成22年12月1日

水戸地方法務局長 殿

法務省民事局民事第二課長

「委任の終了」を登記原因として認可地縁団体に所有権の移転の登記を
することの可否について（回答）

本年11月17日付け2登不9第1242号をもって照会のありました標記
の件については、貴見のとおりと考えます。